

No	質問内容	回答
1	資料内に記載があった「地球温暖化対策計画制度における評価制度の追加」について、評価基準や表彰/罰則の有無など制度概要を教えてください。	評価制度は、「排出削減」、「再エネ」、「省エネ」の3点について、事業者が任意に設定した基準年度から、どれだけ取組を進めたかを総合的に評価する制度です。計画書審査終了後に、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階の評価結果をお知らせします。評価結果「S」の事業者につきましては、HPで事業者名を公表します。また、「地球温暖化対策優良事業者」のロゴを使用することができます。罰則等はありません。詳細は令和8年3月下旬にHPでお知らせするとともに、令和8年5月開催予定の計画書作成説明会でお知らせします。公開予定URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/keikakuhyouka.html
2	自社工場屋根へ太陽光パネルを設置し、オンサイトPPAをするケースにおいて、【自家消費量<想定発電量】となる場合、余剰電力+環境価値を自社の別建屋へ託送(送電)することは可能でしょうか。	当初からオフサイトPPAを想定した状態でない場合、余剰電力や環境価値を託送送電することは難しいと考えられます。
3	カーボンオフセット都市ガスは、第四削減計画期間における埼玉県目標設定型排出量取引制度にも対応していますか。	SHK制度において報告に用いる国が公表する都市ガスのメニューに含まれていれば、ご活用いただくことができます。国が公表されるメニューには含まれていないが、J-クレジットなどを一緒に受領しているようなメニューという場合は、一部対応できないものもございますので、ご検討される際には、埼玉県温暖化対策課に御相談ください。
4	太陽光発電設備を自分たちが導入する場合、どの様な項目で評価したら良いでしょうか。各プランの順位付けはありますか。	評価項目、順位付けについては、「各企業のニーズや事情」によるため明確な基準は存在しませんが、一般的なステップとして下記に整理しました。 ステップ1 ■設置スペース(自社敷地内に太陽光発電設備を設置するスペースがあるか) 【自社に設置スペースがある】場合 自家発電またはオンサイトPPA 【自社に設置スペースがない】場合 自己託送またはオフサイトPPA ■初期投資(設備の購入や建設に自己資金がどれだけ必要か) 【初期投資を抑えたい】場合 オンサイトPPA または オフサイトPPA ステップ2 ステップ1で大枠をイメージした後、以下の点に留意し、太陽光発電事業者(設置・リース・PPA)に相談することをお勧めします。 ■設置方法 オンサイト・オフサイト、自己設置・リース・PPA ■電気容量 設置面積、現在の使用電力(日内変動)、今後の見込み ■費用面 初期費用(設置工事費、接続工事費など)、ランニングコスト(電気料金、保守管理、点検など)、撤去等費用 現在の電気料金、事業者としての炭素価格の評価 ■その他 契約終了後の設備の取扱い、警備体制、保険
5	基準排出量の調整は、令和9年度以降、全ての大規模事業所が実施し、毎年度基準排出量に変更されるという認識でしょうか。	基準排出量の調整は、全ての大規模事業所に該当するのではなく、国制度対象となる事業所について、行う必要があります。
6	他人から供給される電気の非化石割合はどうやって把握すればよろしいでしょうか。	各電力会社に問い合わせをすることで、把握ができるかと思料されます。また、各電力会社のウェブサイトや契約書等から電源構成情報、非化石割合を確認ができる場合もございます。なお、本制度では非化石割合の報告は必要ありません。